

諮問庁：公正取引委員会委員長

諮問日：平成29年10月17日（平成29年（行情）諮問第405号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行情）答申第494号）

事件名：特定事件について特定物件が独占禁止法違反行為の対象物件であることを示す文書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定及び別紙に掲げる文書2（以下、文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月6日付け公審第185号により公正取引委員会事務総局審査局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 当該「行政文書不開示決定通知書（公審185号）」の「2 不開示とした理由」（1）において、開示請求がなされた文書は、それが存在しているか否かを答えるだけで、審査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある（法5条6号イ）情報を開示することとなるため、法8条の規定により、存否を明らかにしないで、「不開示」としているが、平成29年2月2日付けの「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」により、当該業者（特定法人）が公正取引委員会による排除措置命令を受け、その事実（同日付け排除措置命令書「第1事実」）を当該業者も認め、一般にも公表されているものである。さらに、審査請求人から当該業者に対して、「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令等に係る確認について」の依頼をした結果、特定日A付け当該業者から文書回答があり、「貴〇に納入した機器については、公正取引委員会より、平成29年2月2

日付け排除措置命令書「第1事実」に記載された「合意」に基づいて納入した物件に該当する旨の説明を受けております」と貴委員会の説明について認めていることから、開示によって、当該条文における「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある」とは認められない。

また、貴委員会における当該事件の審査事務は既に終了しており、新たな調査等を行う必要がないことを考慮すれば、審査事務に著しい支障を生ずるとは認められない。仮に、対象文書に審査の手法及び着眼点等が記載されている場合であっても、法6条の規定に基づき、不開示情報が記録されている部分を抹消の上で、部分開示をすれば足りることであり、存否を明らかにしないで、不開示にしなければならないという理由は認められない。

イ 当該「行政文書不開示決定通知書（公審第185号）」の「2不開示とした理由」（2）において、開示請求がなされた文書は、個人に関する情報（法5条1号）、法人等の事業者の秘密の情報（同条2号イ）のほか、当該事件の処理方針等の審議・検討に係る情報等が含まれているため、全体として、同条5号及び6号イに該当することを理由とし、「全部不開示」としているが、同条1号及び2号イを理由とした不開示処分については、法6条の規定に基づき、不開示情報が記録されている部分を抹消の上で、部分開示をすれば足りることであり、全部不開示にしなければならない理由とは認められない。

また、法5条5号及び6号イを理由とした不開示処分については、当該業者（特定法人）が公正取引委員会による排除措置命令を受け、その事実（平成29年2月2日付け排除措置命令書「第1事実」）を当該業者も認め、一般にも公表されているものであり、開示によって、当該条文における「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」や「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある」とは認められない。

仮に、対象文書に当該事件の処理方針等の審議・検討に係る情報等や審査手法等が記載されている場合であっても、法6条の規定に基づき、不開示情報が記録されている部分を抹消の上で、部分開示をすれば足りることであり、全部不開示にしなければならないという理由は認められない。

上記のア及びイの2件について、原処分の取り消しを求めるため、

本審査請求をするものであるが、審査請求人発注物件については、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による被害を受け、消防防災施設及び消防防災設備の災害復旧補助事業として整備した物件であるため、貴委員会への開示請求によって独占禁止法違反行為の対象物件であるか否かを確認し、地方公共団体として適正に事務処理を進めるよう総務省より指導を受けている。

当該案件が、独占禁止法違反行為の対象物件で不正な価格操作に該当する場合、関係法令に基づき適正かつ迅速な事務執行を求められるが、貴委員会の情報開示がされない場合、本来明らかになるべき事実の発見を遅らせたことによる不利益（不正に引き上げられた価格の損害賠償請求や国等への補助金等の返還を逸すること等）が生じるおそれがあり、審査請求人がそれらの賠償請求や補助金返還等の事務処理を怠ることは、地方自治法242条1項に規定する「住民監査請求に該当する地方公共団体の財産の管理を怠る事実」に抵触するとともに、不正に引き上げられた価格の損害賠償請求及び補助金等の返還を逸することに関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律1条に規定する「補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止」及び同法18条に規定する「補助金等の返還」を妨げるものである。

これまで貴委員会の依頼により当該案件に関する膨大な関係書類を提出したにもかかわらず、審査請求人発注物件に係る調査結果の情報提供もなく、さらに一切の情報開示もされないということは、極めて閉鎖的であり、認められるものではないことから、原処分を取り消しを求める。

(2) 意見書1

本件諮問事件に関し、諮問庁から貴審査会に提出された理由説明書（下記第3の1。以下同じ。）に対する審査請求人の意見は、下記のとおりです。

理由説明書によると、法5条各号の不開示事由とされている「おそれ」等に該当するため、全部不開示としている。

一方、法6条1項では、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」とし、部分開示を規定している。

当該事件については、諮問庁における審査事務は既に終了しており、

新たな調査等を行う必要がないことを考慮すれば、審査事務に著しい支障を生ずるとは認められず、不開示情報が記録されている部分を抹消の上で、部分開示をすれば足りることであり、不開示にしなければならないという理由は見受けられない。

また、同項ただし書にある「有意の情報」の有無は、諮問庁の意図によらず、客観的に決められるべきであり、わずかでも関連する情報が存在するのであれば可能な範囲で部分開示をすべきである。

併せて、法6条2項においては、個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けていることから、特定の個人を識別することができる部分のみを不開示とし、その他の部分は開示すべきである。

審査請求で述べたように、当該案件は、消防防災施設及び消防防災設備の災害復旧補助事業として整備した物件であるため、情報開示がされない場合、本来明らかになるべき事実の発見を遅らせたことによる不利益（不正に引き上げられた価格の損害賠償請求や国等への補助金等の返還を逸すること等）が生じるおそれがある。

審査請求人としては、開示される情報が一部であっても、それらの情報を当該案件の一助といたく、情報提供を望むものである。

(3) 意見書2

本件諮問事件に関し、諮問庁から貴審査会に提出された補充理由説明書（下記第3の2。以下同じ。）に対する審査請求人の意見は、下記のとおりです。

補充理由説明書によると、「本件事件の審査報告書には、訴訟における公正取引委員会の対処方針が具体的に記されている。当該対処方針が公にされると、現在係争中の行政処分取消訴訟及び将来の争訟において、公正取引委員会の対応方針が明らかとなり、公正取引委員会は、相手方と対等に主張、立証等を応酬する機会を奪われるなど、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。」とし、また、「排除措置命令等の取消訴訟が現に提起され、当事者が公正取引委員会の行った排除措置命令等の処分に関して争っていることからすれば、本件事件の審査報告書を開示することにより、公正取引委員会が当事者としての地位を不当に害される蓋然性は相当程度高いというべきである。」とし、法5条6号口にも該当し、不開示とすることが妥当であるとしている。

しかしながら、審査請求人では、公正取引委員会の対処方針等の開示を求めているものではないため、それら（法5条6号口に該当するため、不開示とすることが妥当であるとしている部分）を除いた部分を抹消の上で、部分開示をすれば足りることであり、不開示に

しなければならないという理由は見受けられない。

先の意見書でも述べたように、法6条1項では、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」とし、部分開示を規定しており、また、同条2項においては、個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けていることから、特定の個人を識別することができる部分（また、今般の補充理由説明書でいう「法5条6号ロに該当するため、不開示とすることが妥当であるとしている部分」）のみを不開示とし、その他の部分は極力開示すべきである。

審査請求人としては、開示される情報が一部であっても、それらの情報を当該案件の一助といたく、情報提供を望むものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 事案の概要

ア 行政文書開示請求の対象となった文書

開示請求が行われたのは、別紙に掲げる文書1及び文書2である。

イ 本件審査請求の内容

本件審査請求は、本件開示請求のうち、文書1について存否応答拒否、また、文書2について審査報告書を本件対象文書として特定した上で全部不開示の決定を行ったところ、審査請求人から当該処分を取り消しを求めて行われたものである。

(2) 前提となる事実

ア 独占禁止法に基づく措置、課徴金減免制度等について

独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止しており（独占禁止法3条、19条ほか）、独占禁止法の規定に違反する行為があると認められるとき、公正取引委員会は、当該違反行為を排除するために必要な措置を命じることができ（排除措置命令）、また、独占禁止法に違反する行為のうち特定の行為を行った事業者に対しては、課徴金の納付を命じなければならない（課徴金納付命令）。排除措置命令と課徴金納付命令は、それぞれ別個の独立した行政処分である。

公正取引委員会は、排除措置命令又は課徴金納付命令を行う場合、命令を行う前に命令の名宛人となるべき者に意見を述べさせ、適切な行政処分を行うため、命令に先立つ事前手続として、意見聴取手

続を行う。意見聴取手続は、排除措置命令等の名宛人となるべき者に対し、意見聴取を実施する旨の通知を行うことにより開始され、その通知を受けた者は、通知があった時から意見聴取が終結するまでの間、公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧・謄写を求めることができる。

他方で、独占禁止法には、自ら関与したカルテル・談合事件（不当な取引制限等）に係る事実について公正取引委員会に報告した事業者に対して課徴金額を免除又は減額する制度（以下「課徴金減免制度」という。）がある。当該制度の概要は、公正取引委員会の調査開始日前に1番目に減免申請を行った者については課徴金を全額免除、2番目の者については50パーセントを減額、3番目以降の者については30パーセントを減額、また、調査開始以後においても、調査開始日前に減免申請を行った者を含め、5番目以内かつ調査開始後3番目以内であれば、課徴金を30パーセント減額するというものである。

なお、課徴金減免制度により課徴金を全額免除された事業者には、課徴金納付命令が行われず、課徴金納付命令書が存在しない。また、課徴金は、違反事業者の売上額を基礎に一定率を乗じて算定されるところで、課徴金減免申請を行い、免除の対象となり得る違反事業者について、課徴金の算定基礎となる売上げがあるとは限らない。

課徴金減免制度は、カルテル・入札談合の摘発、事案の真相究明などを旨とし、事業者が自ら違反事実を報告するインセンティブを設けるという趣旨から、平成18年1月から導入された制度である。

課徴金減免制度が導入された背景としては、そもそも、カルテル・入札談合は密室の行為であり、また、証拠も残りにくいことからこれを発見することが大変難しいという特徴があり、さらに、制度導入前は、事業者が法令遵守体制を整備し、自らカルテル等を発見し違反行為を取りやめても、公正取引委員会がこれを摘発すれば課徴金を課されることを免れる道がなかったため、事業者が自発的に違反行為を取りやめたり、公正取引委員会へ進んで報告するメリットもインセンティブもないという事情があった。

導入以来、課徴金減免制度は事業者によって活発に活用されており、減免申請の件数は、平成18年の制度の導入から平成28年度末まで、累計上1,062件（事業者数）に上っている。1つの事件で複数の事業者が減免申請するケースも多いところ、同期間において課徴金減免制度の適用対象となる事件は145件（事件数）あった。このうち約8割に当たる118件（事件数）が課徴金減免制度を利用した事件である。また、118件のうち約7割に当たる83件

(事件数)で事前申請が行われたことから、同制度はカルテル・談合事件発掘の有効なツールであると考えられる。

イ 法的措置等の公表について

公正取引委員会は独占禁止法に基づく排除措置命令、課徴金納付命令等の法的措置を採った場合には、当該法的措置の概要及び排除措置命令書をホームページ上で公表している。課徴金納付命令書については、運用として、課徴金額が最も高かった事業者について、法5条各号の不開示理由に該当する部分を除き、公正取引委員会審決集に掲載しているほか、それ以外の事業者についても、同法に基づく開示請求があった場合、不開示部分を除き、開示している。また、当該法的措置において課徴金減免制度が適用された事業者がいた場合、その事実を公表している。

ウ 審査報告書について

公正取引委員会は、独占禁止法の禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。審査とは、事件についての違反行為の有無を明らかにするために行う一連の調査活動であるところ、公正取引委員会による調査活動の過程で作成される報告書を「審査報告書」と呼んでいる。

審査報告書は、審査官が審査局長を通じて公正取引委員会に報告をする文書であり、事件処理案までの一連の審査経過及び審査事実が記載されている。

エ 「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する件」等について

本件開示請求文書中の「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する件」とは、平成29年2月2日に公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する件」（以下「本件事件」という。）のことであり、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者が、消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意（以下「本件合意」という。）することにより、公共の利益に反して、消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたものであり、独占禁止法3条（不当な取引制限の禁止）の規定に反する行為を行っていたものである。

本件事件において、特定法人は、意見聴取手続を経た上で排除措置命令の名宛人となっている。また、平成29年2月2日、本件事件において特定法人が課徴金減免制度の適用を受けて課徴金を全額免除された事業者（以下「課徴金免除事業者」という。）である旨が

公正取引委員会のホームページ上で公表されている。そのため、本件事件において特定法人に対する課徴金納付命令書は存在しない。

審査請求人は、消防救急デジタル無線機器を1件発注しており、当該機器を特定法人が納入している。

(3) 本件対象文書について

本件対象文書は、本件事件について、次の2つである。

- ① 審査請求人発注物件が、独占禁止法違反行為の対象物件であることを示す文書（文書1）
- ② 特定法人が受注（施工・納入含む）した消防救急デジタル無線機器等物件一覧のうち、審査請求人発注物件が含まれている内部検討文書（文書2）

ア 文書1の法8条該当性

文書1について、「審査請求人発注物件」とは、審査請求人が発注した消防救急デジタル無線機器の物件1件をいう。

文書1の「審査請求人発注物件が、独占禁止法違反行為の対象物件であることを示す文書」とは、当該物件が本件合意に基づき納入されたものであることを示す文書を意味すると考えられる。

しかし、本件事件の排除措置命令書において、違反行為は、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨の合意と記載され、また、本件合意の対象は、消防救急デジタル無線機器と認定されているところ、審査請求人発注物件を含め、いずれの物件が本件合意に基づき納入されたかの事実は認定されておらず、したがって公表されていない。

本件事件において、本件合意に基づいて納入した物件がある違反行為事業者については、当該物件の売上額に従って課徴金納付命令を受けており、課徴金納付命令書には当該物件の一覧が付されている。しかし、特定法人については、違反行為事業者として排除措置命令を受けているが、課徴金減免制度に基づく減免申請を行い、当該制度が適用されたことにより、課徴金を全額免除されたことから、課徴金納付命令を受けていない。このため特定法人については課徴金納付命令書が存在しないため、どの物件が本件合意に基づいて納入されたのか公表されていない。

公正取引委員会が法的措置の内容として公表する事実以外に、別途、特定の物件が本件合意に基づき納入されたものであることを示す情報を開示することになれば、各物件の納入に係る経緯等を考察することで、どのような落札経緯をたどった物件であれば違反行為の対象と判断されるかなど、公正取引委員会がどのような視点で審査や立証を進めるのか、その調査範囲や調査の過程における着眼点、手

法が明らかとなってしまう。これにより、違反事実の発覚を免れようとする者に対し、そのための対策を講じる余地を与えることとなってしまう、現在又は将来における同種の違反事件において、違反事業者による口裏合わせや証拠隠滅等が行われるなど違反行為の発見を困難にし、公正取引委員会の調査の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、審査請求人発注物件を含め、特定の物件が本件合意に基づき納入されたものであることを示す情報は法5条6号イの不開示情報に該当する。

また、特定の物件が本件合意に基づき納入されたものであることを示す情報を開示することにより、公正取引委員会は法的措置の内容として公表される事実以外の情報についても情報公開の手続により開示するという認識を対外的に持たれるおそれがある。これにより、今後、調査対象者等からの任意の協力が得にくくなり、結果、公正取引委員会における情報収集活動が妨げられるなど情報の収集を困難にし、公正取引委員会の調査の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。この点からも、審査請求人発注物件を含め、特定の物件が本件合意に基づき納入されたものであることを示す情報は法5条6号イの不開示情報に該当する。

文書1は、審査請求人発注物件が、独占禁止法違反行為の対象物件であることを示す文書、つまり、本件合意に基づき納入された物件であることを示す文書と考えられるところ、仮に、審査請求人発注物件が、課徴金の算定の対象物件であった場合と想定して、付言しておく、課徴金免除事業者が仮に課徴金減免制度の適用を受けなかった場合に課される課徴金の対象となる物件（以下「課徴金免除事業者に係る物件」という。）については、これが開示されると、公正取引委員会は課徴金納付命令に係る意見聴取手続を経ずに課徴金免除事業者に係る物件を情報公開の手続により開示するという認識を対外的に持たれるおそれがあり、これから課徴金減免制度を利用して減免申請しようとする者が、公正取引委員会の行政手続に不信感を抱き、あるいは、当該事業者の信用低下を招くとの危機感を抱くなどして、将来における減免申請をちゅうちょし、結果、課徴金減免制度の運用に支障を生じることとなり、公正取引委員会における情報の収集活動が妨げられ、情報の収集、違反行為の発見を困難にし、その事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

加えて、課徴金免除事業者は課徴金納付命令を受けていないにもかかわらず、課徴金免除事業者に係る物件が公にされると、課徴金免除事業者に係る物件の件数、金額などの詳細が公となることとなり、

課徴金免除事業者の信用低下を招くなど、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報にも該当する。

そして、文書1は、「審査請求人発注物件が、独占禁止法違反行為の対象物件であることを示す文書」であることから、その存否を応答するだけで、審査請求人発注物件が本件合意に基づいて納入されたものであるか否かを明らかにすることと同様の結果を生じさせるなど、上記の法5条2号イ及び6号イに規定する不開示情報を開示することとなるものであるから、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが妥当である。

なお、審査請求人は、特定法人が排除措置命令を受けた事実が公表されていることや、特定法人が審査請求人に納入した機器が平成29年2月2日付け排除措置命令書「第1事実」に記載された「合意」に基づいて納入した物件に該当する旨の説明を公正取引委員会から受けたと文書で認めていること、さらには当該事件の審査事務は既に終了したことを挙げて、存否を明らかにしないで不開示とする決定が不当であると主張している。

しかしながら、法3条は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず、開示請求を認めるものであることから、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されない。そのため、審査請求人が独自に特定法人から情報を入手したとしても、そのことによって判断が異なるべきではない。

イ 文書2の法5条1号、2号イ、5号及び6号イ該当性

文書2については、内部検討文書として審査報告書が存在する。本件審査報告書には、本件事件に係る被疑事実のほか、端緒情報、端緒から審査開始に至るまでの過程、審査事実、収集証拠、事実認定から処分の決定に至るまでの過程、審査官の意見等の情報が記載されている。審査報告書には、個人に関する情報及び法人に関する情報が含まれており、これらを開示すると、今後、公正取引委員会に対する任意の供述等による情報提供が円滑にされなくなるおそれがあり、また、当該事件の処理方針等の審議、検討に係る情報を公にすることにより、今後、同種の事件の審議等において率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに、事件処理に係る審議、検討の内容を公にすることにより、処理に当たっての考え方、問題点等が明らかになり、法人等の違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあるなど、公正取引委員会による正確な事実の把握を困難にし、その事務

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められ、それぞれ各個の部分について法5条1号又は2号イ該当性について判断するまでもなく、その全体が同条5号及び6号イに該当することから、全部不開示とすることが妥当である。

なお、審査報告書を全部不開示とすることについては、「(審査報告書には、)個人に関する情報及び法人その他の団体又は事業を営む個人に関する情報が含まれており、これらを開示すると、今後、公正取引委員会に対する任意の供述等による情報提供が円滑にされなくなるおそれがあり、また、当該事件の処理方針等の審議、検討に係る情報を公にすることにより、今後、同種の事件の審議等において率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに、事件処理に係る審議、検討の内容を公にすることにより、処理に当たったの考え方、問題点等が明らかになり、法人等の違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあり、加えて、担当部署が公になることにより、公正取引委員会の調査体制及び実態が明らかになるおそれがあり、公正取引委員会による正確な事実の把握を困難にし、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められ、それぞれ各個の部分について法5条1号又は2号イ該当性について判断するまでもなく、その全体が同条5号及び6号イに該当すると認められる。」として、公正取引委員会が行った不開示決定が妥当であるとの結論が出されている(平成15年度(行情)答申第38号)(平成15年4月18日答申)。

平成15年度当時と現在とで、法改正により、例えば、勧告書(案)が命令書(案)に置き換わっているものの、審査報告書の内容に実質的な差異はない。

(4) 結論

したがって、上記に述べるとおり、本件開示請求に対して処分庁が行った存否応答拒否及び全部不開示の処分は妥当なものである。

2 補充理由説明書

文書2の内容は、「特定法人が受注(施工・納入含む)した消防救急デジタル無線機器等物件一覧のうち、審査請求人発注物件が含まれている内部検討文書」であるところ、当該文書について、公正取引委員会は、平成29年2月2日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った本件事件の審査報告書を特定した上で全部不開示の決定を行った。

本件事件については、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた関係人のうち1社が、平成29年8月に行政処分取消訴訟を提起し、現在係争中である。公正取引委員会は、同年10月17日に情報公開・個人情報保護

審査会に諮問を行った後、現在の訴訟の進展状況などに鑑み、下記のとおり、本件事件の審査報告書が法5条6号口にも該当する旨補足する。

本件事件の審査報告書には、被疑事実のほか、端緒情報、端緒から審査開始に至るまでの過程、審査事実、収集証拠、事実認定から処分の決定に至るまでの過程、審査官の意見等の情報が記載されている。個人に関する情報及び法人に関する情報を公にすることにより、今後、公正取引委員会に対する任意の供述等による情報提供が円滑にされなくなるおそれがあり、また、本件事件の処理方針等の審議、検討に係る情報を公にすることにより、今後、同種の事件の審議等において率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに、事件処理に係る審議、検討の内容を公にすることにより、処理に当たっての考え方、問題点等が明らかになり、法人等の違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあるなど、公正取引委員会による正確な事実の把握を困難にし、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められ、それぞれ各個の部分について法5条1号又は2号イ該当性について判断するまでもなく、その全体が同条5号及び6号イに該当するため、全部不開示とすることが妥当であることは、既に述べたとおりである。

それらに加え、本件事件の審査報告書には、訴訟における公正取引委員会の対処方針が具体的に記されている。当該対処方針が公にされると、現在係争中の行政処分取消訴訟及び将来の争訟において、公正取引委員会の対応方針が明らかとなり、公正取引委員会は、相手方と対等に主張、立証等を応酬する機会を奪われるなど、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、当該部分は法5条6号口にも該当し、不開示とすることが妥当である。

- (1) 法5条6号口は、争訟に係る事務に関し、その対処方針等が公にされることにより、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、そのようなおそれのある情報については不開示とすることを定めている。

すなわち、争訟においては、原則として、両当事者は対等な立場にあり、相手方の主張、立証等に応じて、時宜に適った主張、立証等を検討し、応酬する機会が与えられるべきであり、一方当事者が国等であったとしても、そのような当事者としての地位は不当に害されるべきではない。

- (2) 本件事件の審査報告書には、本件事件に関して争訟（以下「本件事件争訟」という。）が提起された場合に、公正取引委員会が予定する主張、立証等の具体的な対処方針等が記載されている。

本件事件の審査報告書が、本件事件争訟の当事者を含め一般に開示されることになった場合、本件事件争訟の当事者は、公正取引委員会が、

今後いかなる主張，立証等を行うか等の本来手の内というべき訴訟上の対処方針等を知り得ることになる。そうすると，本件事件争訟の当事者は，公正取引委員会の対処方針等をあらかじめ知った上で自らの主張，立証等を組み立てることが可能となり，それによって自らに有利に訴訟手続を展開させやすくなるのであり，公正取引委員会は，相手方と対等に主張，立証等を応酬する機会を奪われ，当事者としての地位を不当に害されることとなる。

本件事件については，排除措置命令等の取消訴訟が現に提起され，当事者が公正取引委員会の行った排除措置命令等の処分に関して争っていることからすれば，本件事件の審査報告書を開示することにより，公正取引委員会が当事者としての地位を不当に害される蓋然性は相当程度高いというべきである。

加えて，本件事件の審査報告書が開示されれば，現在又は将来の他の同種の争訟の当事者がその内容を知り得ることとなるほか，今後あらゆる事件の争訟の当事者が審査報告書の開示請求を行うことによってその内容を知り得ることとなり，それらの争訟においても，当事者が公正取引委員会の具体的な対処方針等をあらかじめ推察した上で訴訟対応することが可能となり，公正取引委員会の当事者としての地位が不当に害されることとなる。本件事件が，公正取引委員会が排除措置命令等を行うことが多い類型である不当な取引制限に関する事件であることなどにも鑑みると，争訟における公正取引委員会の当事者としての地位が不当に害される蓋然性は相当程度高いというべきである。

(3) 以上より，本件事件の審査報告書は，法5条6号口にも該当することから，これを不開示とした原決定は妥当である。

したがって，本件事件の審査報告書の開示請求に対して，処分庁が行った全部不開示の決定は妥当なものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成29年10月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月31日 | 審議 |
| ④ | 同年11月20日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 平成30年1月19日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同月23日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年2月2日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件事件について、①審査請求人発注物件が、独占禁止法違反行為の対象物件であることを示す文書（文書1）及び②特定法人が受注（施工・納入含む）した消防緊急デジタル無線機器等物件一覧のうち、審査請求人発注物件が含まれている内部検討文書（文書2）である。

処分庁は、①文書1について、それが存在しているか否かを答えるだけで、法5条6号イの情報を開示することとなるとして、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とし、②文書2について、法5条1号及び2号イの情報の外、本件事件の処理方針等の審議・検討に係る情報等が含まれており、全体として同条5号及び6号イに該当するとして、その全部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、理由説明書において、文書1の不開示理由に法5条2号イを、補充理由説明書において、文書2の不開示理由に同条6号ロをそれぞれ追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書（文書2）の見分結果を踏まえ、文書1の存否応答拒否の適否及び文書2の不開示情報該当性について検討する。

2 文書1の存否応答拒否の適否について

(1) 当審査会において本件開示請求書を確認したところ、文書1に関しては「本件事件について、審査請求人発注物件が、独占禁止法違反行為の対象物件であることを示す文書」と記載されていることから、審査請求人が開示を求める文書1とは、審査請求人発注物件が本件合意に基づき納入されたものであることを示す文書を意味するものと解される。

そうすると、文書1の存否を明らかにすることは、審査請求人発注物件が本件合意に基づいて納入された事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) 次に、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして公正取引委員会のウェブサイトを確認させたところ、同ウェブサイト公表されている本件事件に係る排除措置命令書やその他の公表資料に、本件合意に基づいて納入された個々の物件を示す記載はないことが認められ、また、いずれの物件が本件合意に基づき納入されたかについては公表されていない旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人発注物件は消防救急デジタル無線機器であるところ、本件事件は、同じ消防救急デジタル無線機器の受注に係る同機器の製造販売業者が行ったとされる独占禁止法違反事件であり、さらに、本件開示請求が、審査請求人発注物件が本件事件において違反事業者として認定されている事業者が発注された物件であることを示す文書の開示を求

めるものであることを踏まえると、本件存否情報が明らかになることにより、当該物件の納入に係る経緯等の一端が明らかになる旨の諮問庁の説明は、これを否定することができない。

そうすると、これらの経緯等を考察することで、どのような落札経緯をたどった物件であれば違反行為の対象と判断されるかなど、公正取引委員会の調査範囲や調査の過程における着眼点、手法が明らかになる旨の諮問庁の説明も首肯できるから、本件存否情報を明らかにすると、公正取引委員会の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本件存否情報は、法5条6号イに該当すると認められる。

- (3) 以上のとおり、文書1の存否を答えるだけで、法5条6号イの不開示情報を開示することとなるため、同条2号イについて判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで文書1に係る開示請求を拒否したことは、妥当である。

3 文書2の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において文書2を見分したところ、文書2は、本件事件に関し、公正取引委員会内部で検討するための審査報告書であって、本件事件に係る特定の個人に関する情報及び法人に関する情報の外、本件事件に係る被疑事実、端緒情報、端緒から審査開始に至るまでの過程、審査事実、収集証拠、事実認定から処分の決定に至るまでの過程、審査官の意見等の情報が、全体にわたり具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

- (2) そうすると、これらの情報を公にすると、本件事件の処理方針等の審議、検討に係る情報が明らかとなり、今後、同種の事件の審議等において率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに、事件処理に係る審議、検討の内容が明らかとなり、処理に当たっての考え方、問題点等が明らかとなり、法人等の違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあり、公正取引委員会による正確な事実の把握を困難にし、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は首肯でき、その全体が法5条5号及び6号イに該当すると認められるので、それぞれの部分につき同条1号、2号イ又は6号ロについて判断するまでもなく、その全部を不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、文書1につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条6号イに該当するとして、その存否を明らかにしない

で開示請求を拒否し、文書2につき、その全部を同条1号、2号イ、5号及び6号イに該当するとして不開示とした決定について、文書1につき、諮問庁が、当該情報は同条2号イ及び6号イに該当することから、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同号イに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、妥当であり、文書2につき、諮問庁が、同条1号、2号イ、5号並びに6号イ及びロに該当することから不開示とすべきとしていることについては、その全部が同条5号及び6号イに該当すると認められるので、同条1号、2号イ及び6号ロについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

本件事件について、

- ① 審査請求人発注物件が、独占禁止法違反行為の対象物件であることを示す文書（文書1）
- ② 特定法人が受注（施工・納入含む）した消防救急デジタル無線機器等物件一覧のうち、審査請求人発注物件が含まれている内部検討文書（文書2）